

# 会員 相談室

Vol.15

相談事例紹介



## 被相続人の死亡前に指定受取人が死亡している場合の保険金受取人

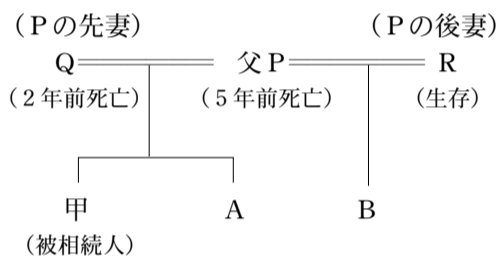
質問1

被相続人甲の相続人は、兄のA（全血兄弟）と弟のB（半血兄弟）の2人である。

甲は、保険会社との間で、自己を被保険者、母Qを保険金受取人とし、死亡保険金の額を3,000万円とする生命保険契約を結びその保険料を支払ってきたが、この度死亡した。なお、甲は、Qが2年前に死亡した後も、保険金受取人の再指定をしていなかった。

この場合、Aが、指定受取人Qの相続人であるから死亡保険金の全額を受領することになると解してよいか。また、その受領保険金に関する相続税の課税はどうか。

### <親族関係図>



回答1

甲の死亡保険金3,000万円は、A及びBが折半で1,500万円ずつ取得することになり、それぞれ非課税金額500万円を控除した残額の1,000万円を各人の課税価格に算入する。

検討1

生命保険の保険契約者は、第三者を保険金受取人に指定することができるが、その受取人が死亡したときは、再度受取人を指定することができる（商法676④）。また、保険契約者が、指定受取人が死亡した後にその再指定を行わないまま死亡したときは、先に死亡した指定受取人の相続人がその死亡保険金の受取人となる（商法676②）。

これを規定した商法676条2項の条文の「保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ相続人」の範囲について、大審院大正11.2.7判決（民集1-1-19）は、保険金受取人として指定された者の法定相続人又は順次の法定相続人であって、被保険者の死亡時に生存する者をいう旨判示している。

また、最高裁〈三小〉平5.9.7判決（民集47-7-4740）は、上記の保険金受取人について、前掲大審院判決を援用して亡指定相続人の法定相続人及び順次の法定相続人を特定して共同受取人を認定したが、「順次の法定相続人」には指定相続人の法定相続人である保険契約者兼被保険者の法定相続人も含まれることを説示した。さらに、同判決では、認定した各保険金受取人の受取割合について、各相続人の相続分によるのではなく、民法427条の規定の適用により、平等の割合になると解すべきである旨判示した。

この最高裁判決の見解を基に判断すると、質問1の死亡保険金受取人は、Qの現存する相続人のAと、甲の死亡による順次の法定相続人のBの2人となる。Bは指定受取人Qの相続人ではないが、Q死亡時の相続人にはAのほか甲もいて、甲死亡時のQの順次の法定相続人に甲の相続人Bが該当する。また、A及びBの保険金受取割合は、Qの相続人の相続分は関係がなく、被相続人甲の相続人の相続分(A2/3、B

1/3)も適用されず、民法427条の規定によりA・Bが平等の割合とされる。

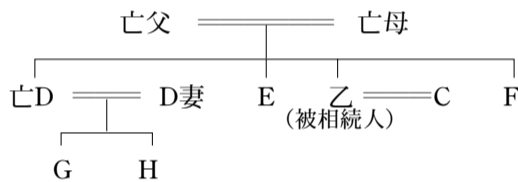
## 保険金受取人を被保険者の相続人と指定した場合の死亡保険金の帰属

質問2

被相続人乙の相続人は、妻のC並びに姉E・妹F及び亡兄Dの子G・Hの合計5人である。乙は、かねて保険会社との間で、自己を被保険者とし、死亡保険金(3,600万円)の受取人を「相続人」とする生命保険を掛けていたところ、この度死亡した。この保険の保険約款には、相続人ごとの死亡保険金の受取割合に関する定めはない。

このような場合には、遺産分割協議によって相続人ごとの受領金額を定めることができるか。

### <親族関係図>



回答2

この死亡保険金は、Cが3/4(2,700万円)、E・Fが各1/12(各300万円)、G・Hが各1/24(各150万円)を受領する。

また、死亡保険金は、被相続人の遺産ではないから、共同相続人が行う遺産分割協議の対象とすることはできない。

検討2

保険契約者が指定受取人を被保険者の「相続人」とした場合において、その相続人が複数いるときは、各相続人の当該保険金の受取割合が問題となる。

この点については、死亡保険金が相続財産には該当せず、取得者の固有財産となるというのが定着した見解であるし、質問1でも述べたとおり、同じ死亡保険金請求権を複数の者が有することになるので、その権利の割合は、別段の意思表示がない限り、民法427条の規定により平等の割合となり、相続分の割合とはならないと判断することができよう。かつては、保険実務でも、そのように扱われてきた経緯がある。

しかし、最高裁〈二小〉平6.7.17判決（民集48-5-1233）は、「保険契約者が死亡保険金の受取人を被保険者の『相続人』と指定した場合には、特段の事情のない限り、右指定には、相続人が保険金を受け取るべき権利の割合を相続分の割合によるとする旨の指定も含まれている。」との注目すべき判示をし、これが判断基準となっている。

指定受取人を相続人とした死亡保険金も遺産分割の対象外であり、その分割は、帰属が確定した固有財産が他に移転したとして贈与税課税の対象となる場合もあることに留意したい。

## 死亡保険金・満期保険金の受取人がいる場合の相続税の申告方法

質問3

被相続人丙は、この度死亡した。相続人は、長男K、長女L及び次男Mで、遺産総額は約3億円である。相続人間での遺産分割協議は、まだ調べていない。

今回は

## 資産税



相談委員

中川昌泰 (練馬東支部)

Kは、5年前、丙が掛けていた生命保険の満期保険金1,200万円を受け取り、その贈与税も納税した。Lは、丙の死亡により丙が掛けていた生命保険の死亡保険金2,000万円を受領した。

各相続人は近く相続税の申告書を提出するが、申告に際しては、相続税法55条の規定により、未分割の遺産について、民法903条の特別受益者の相続分を適用して課税価格を計算するのか。

回答3

各相続人は、未分割の遺産について、K及びLが取得した生命保険金相当額を特別受益とする民法903条の特別受益者の相続分（具体的相続分）によるのではなく、法定相続分の割合によって取得したものととして、その課税価格を計算する。

検討3

相続財産について相続税の申告書を提出する場合において、その財産の全部又は一部が未分割であるときは、各共同相続人が民法900条～903条の相続分に従ってその未分割財産を取得したものととして課税価格を計算する（相法55本文）。相続人に対する被相続人からの遺贈又は特別受益に該当する贈与による財産の取得があった場合の相続分は、特別受益者の相続分（具体的相続分）が用いられる。

相続人等が受領した生命保険金が、その保険金受取人を指定した被相続人・保険契約者等からの相続・遺贈・贈与等による承継財産か、受取人の固有財産かについては、今では固有財産であるとの見解が定着している。そうすると、民法903条1項が、特別受益の対象として被相続人からの遺贈財産及び特定事由による贈与財産を規定しているところから、質問3の満期保険金及び死亡保険金は、これらの承継財産ではなく、特別受益に該当しないと考えられる。

家庭裁判所の審判分割事例では、保険金取得後の各相続人間の遺産取得の公平に配慮し、贈与・遺贈財産でない保険金を贈与・遺贈によるものと類推解釈して特別受益と認定する手法により、民法903条の具体的相続分を基準に遺産への持戻しをして遺産分割を行う例が少なくなかった。

しかし、最高裁〈二小〉平16.10.29判決（民集58-7-1979）は、死亡保険金の特別受益該当性について、「特定の相続人を保険金受取人とする死亡保険金は、受取人と他の相続人間の不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものと評価すべき特段の事情のない限り、特別受益の対象とはならない。」と判示した。この判例の考え方を援用すると、相続人が取得した死亡保険金はもちろん、被相続人から推定相続人への生前贈与とみなされた満期保険金も、原則的には特別受益に該当しないと判断することができるよう（なお、相基通55-2参照）。

注) 内容は、平成21年4月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。